

諮 問 第 5 6 3 号
環 水 大 土 発 第 2112082 号
令 和 3 年 12 月 8 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 山口 壯
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、別紙の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙)

1 - (4, 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イル) - 3 - (3 - トリフルオロ
メチル - 2 - ピリジルスルホニル) 尿素 (別名フラザスルフロン)

(*R S*) - *S* - *sec* - ブチル = *O* - エチル = 2 - オキソ - 1, 3 - チアゾリジ
ン - 3 - イルホスホノチオアート (別名ホスチアゼート)

中環審第1203号
令和3年12月10日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和3年12月8日付け諮問第563号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。